共同利用施設関連予算確保対策

農林部会長代理として、「共同利用施設対策は、別枠予算確保が必要」と意見して参りました。

藤木議員による意見概要

R7.4.25 自民党食料安全保障強化本部等会合

共同利用施設は、ガット・ウルグアイ対策時に10年で何兆円もかけた施設が一斉に老朽化しているので、総額で兆単位での予算が必要。また、国費だけでなく、県の裏負担の確保が大事。共同利用施設にかかる昨今の補助事業は本当に事務が大変。JAの共同利用施設は地域にとって必要不可欠なもの。個人ではやれない。ポイント制や成果主義で絞るのではなく、欲しいところには無条件で造ってあげるくらいの覚悟が国にも必要。

R7.8.26 自民党農林部会関連会合

共同利用施設予算は、一部更新や改修を認めるべしとの声が各地のJAから相当多く上がっている。また、今の予算は相当ハードルが高い。無理なハードルで本来業務ができないという声は大きい。改善する必要がある。

米政策対策

めまぐるしく変化する情勢の中で持続可能な水田農業確立に向け継続的に生産者・JAの実情を訴えております。

藤木議員による意見概要

R7.4.25 自民党農業基本政策検討委員会（米政策検討の場）

- 米価は、35年前の水準という共通認識が必要。今後の備蓄米の放出は慎重に行うべし。来年の需給状況に大変な影響を与えかねない。JAは備蓄米販売に最低限の経費しかのせていないし、出し渋りなんてしていない。備蓄米運営に相当協力している。強く情報発信して欲しい。

R7.6.19 自民党農業基本政策検討委員会（米政策検討の場）

- 作況は廃止せずに算出方法の精査でよかった。収穫量の正確な把握が重要で、網目の大きさは全国統一で決めるべき。
- 農業現場の不安は相当大きい。出来秋の生産者米価は最低でも2.3万円/60kg位は確保すると農林部会として現場に言うべき。
- また、備蓄米の買戻しは入札で売った時の価格（2.1万円/60kg程度）で買い戻すと確約すべき。

R7.8.6 自民党農林部会関連会合

- 転作して50年、みんな米を作りたいと思っていた。そこを、現場ではみんな頭をこすりつけてお願いして、大豆や飼料米に転換してきた。「増産」なんて言ったので、完全に誤解している。誤解の解消を早急にやらないといけない。
- 当面は備蓄の隙間でなんとかするにしても、その後の対策を考えておかないといけない。
- 輸出は頑張っても、抜本的に伸ばすことは難しい。売れるかもしれないので増やすでは増やせるはずがない。売る確証がないと増やすなんてできない。
- 今までの政策の方向は間違っていなかったと思う。政策転換ではなく、あくまで、少しできたズレをどう調整するのか、という話のはずだ。
- ずっと、そもそも「増産」なんて言わなくていいと言ってきた。「増産」という言葉を一切使わないで欲しい。今のままでも自然に増えるのだから、なんでわざわざ、「増産を実現するための予算」を付けると言わなければならないのか。
- 政府は、収入保険でなんとかすると言っているが、過去の基準収入が安いのだから、今年度は発動されないと思う。上がった後に少し下がっても発動されません。仕組みを変えない限り発動されません。
- 「増産」と言ったら、これまでと同じようにキャラバン組んで、生産調整をお願いするようなことができるのか！みんな本当は作りたいんだから！我慢してるんだから！もう誰も言うこと聞かなくなるよ！

R7.8.8 自民党農業基本政策検討委員会（米政策検討の場）

- 現場ではもう「増産」というメッセージを受けてしまい、私にも相当の反響がある。農水省は「増産に舵を切る」という間違ったメッセージを消す取り組みを早急に行わないといけない。
- 麦大豆や飼料用米等の戦略作物の生産が大きく減少してしまうことにも、現場は相当不安を抱いている。早急に解決策を示す必要がある。
- 随意契約米の販売期間を延ばす検討をされているとの報道があったが、予定どおり8月末で終了すべき。

R7.8.20 自民党総合農林政策調査会・農林部会合同会合

- 随意契約米の販売延長について、重要案件は政府が勝手に決めてマスコミに流すのではなく、事前にきちんと党とよく相談すべき、現場は混乱している。

R7.8.27 自民党総合農林政策調査会・農林部会合同会合

- 農水省はJAだけに概算金の調査をすると言っているようだが、大変矛盾している。販売を自由にしたのは国だ。そうした中で、JAは米を集めようとするために、他の民間業者に合わせた水準にしないといけない事情がある。そういったことに整合性を合わせた対応を取って欲しい。

R7.9.10 自民党農業構造転換推進委員会

- 「増産」の言葉が浸透してしまい現場は動揺している。あくまで需要に応じた生産であることの理解促進と、戦略作物への転換の重要性を強く示す必要がある。
- 収入保険含めセーフティネットが十分でなく、農家が安心できていないため、機能強化の議論をしていくべき。

R7.9.18 自民党農業構造転換推進委員会関連会合

- 米の需要見通しの数字について、大きな幅を持たせた内容で示されても、現場は非常に困る。不確定要素があるにしても、幅は最小限にとどめるべき。
- 需要に応じた生産を続けていくためにも、もっと需要見通しの精度を上げなければならない。農水省は全力で対応して欲しい。

藤木しんやプロフィール

経歴
昭和42年2月25日生まれ（58歳）
熊本県上益城郡嘉島町出身
昭和61年　就農（当時19歳）
平成17年　JA全青協会長
平成26年　JAかみましき代表理事組合長
平成28年　参議院議員選挙で初当選

自由民主党での役職
農林部会部会長代理
農林部会野菜・果樹・畑作物等対策委員会　委員長
農林部会畜産・酪農対策委員会　事務局次長
食料安全保障強化本部　事務局次長
参議院自由民主党政策審議副会長

参議院所属委員会
決算委員会　理事
東日本大震災復興特別委員会　理事
災害対策特別委員会　理事
農林水産委員会
憲法審査会

これまでの主な役職
農林水産大臣政務官（2回）
参議院　議院運営委員会　理事
参議院　農林水産委員会　理事
参議院自民党　国対副委員長
参議院自民党　副幹事長
自民党　農林水産災害対策委員会　事務局長

藤木しんや後援会
自由民主党東京都参議院比例区第二十支部

後援会事務所　〒101-0054　東京都千代田区神田錦町1-23 宗保第2ビル3階
TEL：03-6262-9936　FAX：03-6262-9937

国会事務所　〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1006号室
TEL：03-6550-1006　FAX：03-6551-1006

藤木しんや ホームページ https://www.fujiki-shinya.com

藤木しんやの活動をタイムリーに発信！
藤木しんや フェイスブック https://www.facebook.com/fujikishinya.kumamoto/
藤木しんやLINE公式アカウント

参議院議員　Fujiki Shinya

藤木しんや 国政報告

第6号
令和7年9月発行

自由民主党東京都参議院比例区第二十支部
藤木しんや後援会 発行
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-23 宗保第2ビル3階
TEL.03-6262-9936 FAX.03-6262-9937

（本国政報告書の内容は、前第5号発行（令和5年10月）以降の活動報告です。）

令和7年5月8日 東野ひでき候補（当時）と（都内にて）

議員としての私の悲願「食料安全保障の確立」着実に前進中!!
2人の専業農家出身国会議員、力を合わせて農家の声を国政に!!

令和6年6月に25年前に制定されて初となる「食料・農業・農村基本法」が改正となり、食料安全保障の確保が明確に位置付けられました。私は、平成28年の初当選以降、継続的に「食料安全保障の確立」を訴えてきましたが、ようやくその第1歩を踏み出すことができました。その後も、改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画の策定や食料システム法（いわゆる農畜産物の適正価格関連法）の制定に尽力して参りました。

令和7年7月の参議院通常選挙では、東野ひでき氏が初当選を果たし、専業農家出身の国会議員は2人となりました。今後も、2人で力を合わせ、様々な農政諸課題に対して、生産者が再生産可能となる所得の確保と基幹的農業従事者の減少下げ止めを目指し、具体的な施策の実行と抜本的予算拡充に向けて、専業農家出身議員として、全力で取り組んで参ります。

参議院議員 藤木真也

参議院本会議で食料・農業・農村基本法改正にかかる代表質問（令和6年4月26日）

本会議（R6.4.26）および農林水産委員会（R6.5.23）での意見概要

藤木議員による意見概要

1. **「再生産可能な農業」の実現を目指すことが極めて重要**
   - そのためには生産コストが適正に価格転嫁される仕組みが重要
   - さらに買い手側のルール遵守や消費者理解の十分な促進施策が重要
2. **20年後に基幹的農業従事者を120万人から30万人に減らす訳にはいかない**
   - そのため家族農業の継続（親元就農、事業承継）や多様な農業者への支援拡充が重要
   - さらに日本型直接支払い（多面的機能支払、中山間地域直接支払等）の拡充が重要
3. **農村維持には農協等サービス事業体への支援拡充が重要**
   - 特に共同利用施設等の補修・改修や機能強化にかかる予算の抜本的拡充が必要

食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月）のポイント

1. 「食料安全保障の確保」が明確に位置付けられた。
2. 農畜産物の適正な価格の実現に向けた施策の実施が盛り込まれた。
   →令和7年6月、通称「食料システム法（農畜産物の適正価格関連法）」制定。
   令和8年度より施行予定。
3. 農業資材の安定確保に向けた施策を講じることが盛り込まれた。
4. 多様な農業者の位置づけが明確化された。
5. 農業団体（サービス事業体）の役割が明確化された。